

町田市生涯学習センター条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 6 月 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市生涯学習センター条例

### (設置)

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援し、もって町田市における豊かな生涯学習社会の実現に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に基づく教育機関として、町田市生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

### (位置)

第2条 センターの位置は、町田市原町田六丁目8番1号とする。

### (管理運営)

第3条 センターの管理及び運営は、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

### (事業)

第4条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に係る全体計画の立案及び推進に関すること。
- (2) 市民大学事業その他の生涯学習に係る講座、講演会等の実施に関すること。
- (3) 生涯学習に係る関係機関との総合調整に関すること。
- (4) 生涯学習に係る情報の集約及び市民への提供に関すること。
- (5) 生涯学習に係る相談に関すること。
- (6) 地域の教育力の向上の推進に関すること。

### (施設)

第5条 センターには、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 展示・情報コーナー
- (2) 相談室
- (3) まちだ中央公民館

2 センターには、次に掲げる附属施設を設ける。

名称 生涯学習センター陶芸スタジオ

位置 町田市下小山田町4, 106番地

(まちだ中央公民館)

第6条 前条第1項第3号のまちだ中央公民館の設置及び管理については、町田市公民館条例（昭和53年9月町田市条例第44号）の定めるところによる。

(職員)

第7条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。